

消費税、インボイスは矛盾に満ちた不公平税制 「益税」は存在しない！これからも「廃止！」の大きな声を

9月下旬、(株)新潟合同経理事務所は、全国商工新聞でおなじみの湖東京至（ことうきようじ）元静岡大学教授・税理士を迎え、50周年記念講演会「消費税はとんでもない不公平税制―廃止すれば日本はよくなる―」を開催しました。長岡民商からは酒井光男会長と事務局2人が出席、新商連をはじめ県内民商の会長・事務局も多く出席していました。消費税やインボイスについて学びを深める有意義な講演会となりました。

以下、講演のポイントを一部紹介します。

1. 消費税は輸出大企業に巨額の還付金をもたらす

トヨタ自動車など輸出大企業は消費税を1円も支払わず、輸出売上だけに適用される「税率ゼロ%」によって巨額の還付金を得ている（詳細は全国商工新聞9月23日号を参照）。

2. インボイス制度は小規模事業者から1兆円むしり取る

①インボイス制度を理解するには、まず消費税の「裏」の仕組みを知ること。消費税の「表」の顔は、税を納める者と負担する者が異なる間接税。消費税の「裏」の仕組みは、事業者が消費税を納めるとき、仕入税額控除によって税額を計算する直接税。

②1991年、東京地裁、大阪地裁は、私たちが買い物をする度に支払う消費税について「消費税3%（当時）は税金ではなく、物の値段の一部」との判決を下している。よって、消費税は「預かり金」ではない。政府は「預かり金的な税金」と説明。

③インボイス賛成論者は「免税事業者は売り先から預かった消費税を懐に入れて納めない『益税』があるのだから、インボイス実施によってこれを納税することが正当」という。

しかし、消費税は実際的にも法的にも「預かり金」ではない。免税事業者は消費税を預かっていないのだから、「益税」は存在しない。

④取引先から「インボイス登録をしなければ

取引を打ち切る」と言われた場合、従わざるを得ない。湖東税理士の試算では、政府はインボイス実施によって1兆円の増収。このように、消費税、インボイス制度は矛盾に満ちた不公平極まりない税制です。長岡民商は長岡各界連行動などを通して、今後も「廃止！」の声を上げ続けます。

早期発見・早期治療が重要！

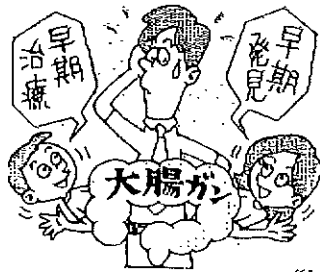
受けましよう！大腸がん検診

長岡民商共済会は、11月10日(日)・11日(月)に大腸がん検診を行います。受検料は605円(税込)、共済会加入者は無料です。

がんの臓器別死亡者数(2019年)においては、初期の段階では自覚症状がほとんどありません。また、進行していても、症状が現れないことがあります。しかし、初期の段階で治療すれば、高確率で治ります。よって、早期発見が重要です。

もし検査結果(判定)合、通知を受け取ってから3か月以内に医療機関で再検査(内視鏡検査)を受けると、共済会加入者には500円の補助金が支給されます。

お申し込みは班長・配達担当、または、事務局までお願いします。



長岡各界連10月の署名・宣伝行動

消費税をなくす長岡各界連絡会（長岡各界連）は今月も左記の通り、当面の目標である消費税5%への減税と、インボイス制度廃止を訴える署名・宣伝行動を実施します。ぜひご参加ください。

日時 10月25日(金) 12時15分～13時

場所 アオーレ長岡前歩道